

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年7月14日(2005.7.14)

【公開番号】特開2002-330179(P2002-330179A)

【公開日】平成14年11月15日(2002.11.15)

【出願番号】特願2002-52816(P2002-52816)

【国際特許分類第7版】

H 04 L 12/66

H 04 Q 7/22

H 04 Q 7/34

【F I】

H 04 L 12/66 E

H 04 Q 7/04 C

H 04 B 7/26 108 B

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月15日(2004.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多重プロトコルホームロケーションレジスタにおいて、

少なくとも2つの要求側ネットワークのうちの1つの要求側ネットワークから、少なくとも2つのネットワークプロトコルのうちの1つに従うネットワーク要求を受信するレシーバと、

前記少なくとも2つのネットワークプロトコルに対する共通のデータソースおよび共通の制御手続きを利用してネットワーク要求を処理してネットワーク要求によって要求された情報を取得する、多重プロトコルホームロケーションレジスタ内にあるプロセッサと、

要求された情報を要求側ネットワークに中継する、プロセッサに接続されたトランスマッタとを有することを特徴とする多重プロトコルホームロケーションレジスタ。

【請求項2】

前記プロセッサは、前記共通のデータソースを提供するデータベースに接続された1つ以上のプロトコルゲートウェイを有し、前記1つ以上のプロトコルゲートウェイは、ネットワーク要求を解釈し、前記少なくとも2つのネットワークプロトコルに対する前記共通の制御手続きを利用して、前記データベースへの1つ以上の問合せを生成するように設定され構成されることを特徴とする請求項1記載の多重プロトコルホームロケーションレジスタ。

【請求項3】

前記プロセッサは、前記共通のデータソースを提供するデータベースに接続された1つ以上のアプリケーションゲートウェイを有し、前記1つ以上のアプリケーションゲートウェイは、メッセージを解釈し、前記共通の制御手続きを利用して、前記データベースへの1つ以上の問合せを生成するように設定され構成されることを特徴とする請求項1記載の多重プロトコルホームロケーションレジスタ。

【請求項4】

複数の通信装置に対するデータを含むデータベースを有し、前記データは少なくとも2つのネットワークプロトコルに準拠しており、さらに、

前記少なくとも 2 つのネットワークプロトコルからのネットワーク要求を解釈して前記データベースへの 1 つ以上の問合せを生成するように設定され構成された、前記データベースに接続された 1 つ以上のプロトコルゲートウェイを有することを特徴とする通信処理システム。

【請求項 5】

前記 1 つ以上のプロトコルゲートウェイの各々は、ホームロケーションレジスタデータに対するネットワーク要求を受信し処理するように設定され構成されることを特徴とする請求項 4 記載のシステム。

【請求項 6】

各プロトコルゲートウェイは、相異なるネットワークプロトコルに対応することを特徴とする請求項 4 記載のシステム。

【請求項 7】

各プロトコルゲートウェイは、該プロトコルゲートウェイに対応するネットワークプロトコルを終端することを特徴とする請求項 4 記載のシステム。

【請求項 8】

各プロトコルゲートウェイは、該プロトコルゲートウェイに対応するネットワークプロトコルと関連する規則に従ってネットワーク要求を解釈するように設定され構成されることを特徴とする請求項 4 記載のシステム。

【請求項 9】

前記少なくとも 2 つのネットワークプロトコルは、A N S I - 4 1、G S M M A P、S I P、H . 3 2 3、A A A、およびM - I P のうちの少なくとも 1 つを含むことを特徴とする請求項 4 記載のシステム。

【請求項 10】

前記ネットワーク要求は、有線およびワイヤレス通信媒体の少なくとも一方を介しての、音声、データ、およびマルチメディアのうちの少なくとも 1 つに関連することを特徴とする請求項 4 記載のシステム。